

ID: 179

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	占用の許可等		
例規名 根拠条項	長門市漁港管理条例 第9条第1項		
例規番号	平成17年条例第136号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (占用の許可等)  第9条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の占用の期間は、10年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和2年4月1日